

第 44 号議案

大田区基本構想

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区基本構想

大田区基本構想（平成 20 年 10 月 14 日策定）を廃止し、新たに大田区基本構想を別冊のとおり定める。

（提案理由）

大田区基本構想を廃止し、新たに策定するに当たり、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成 23 年条例第 43 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、この案を提出する。

大 田 区 基 本 構 想

目次

序章

基本構想策定の背景と役割

第1章

基本理念（基本構想全体を貫く考え方）

第2章

将来像

第3章

基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）

第4章

基本構想を実現するために

序章 基本構想策定の背景と役割

1 策定の背景

大田区は、昭和 22 年に当時の「大森区」と「蒲田区」が合併し、区名については対等な立場で両方から一字ずつを取って誕生しました。23 区の中で最大の面積を有し、全国的に見ても大規模な自治体です。世界の主要都市とつながる羽田空港、区内の売上高・付加価値額の多くを創出する製造業をはじめとした国内有数の産業集積、にぎわいあふれる商店街、海辺や台地、多摩川など豊かな自然と美しいまちなみ、日本考古学発祥の地と呼ばれる大森貝塚との深いつながり、大正から昭和初期にかけて多くの文人や芸術家が暮らした、馬込文士村と称される馬込・山王地域などを有し、「東京の縮図」といわれる多くの魅力と可能性を持ったまちです。

大田区では、平成 20 年に基本構想を策定し、既に 15 年が経過しました。平成 20 年から令和 4 年の間に、区の総人口は約 67 万人から約 73 万人に増えました。その一方で、年齢構成比を見ると、65 歳以上の割合は 20.1%から 22.6%に増加し、15 歳未満の年少人口の割合は、転出超過もあいまって 11.4%から 10.6%に減少しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成 20 年の 16.2℃から令和 4 年の 16.9℃へと上昇し、1 時間の降水量が 50mm を超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年の台風 19 号では、上流域への記録的な降雨の影響により、多摩川の水位が大幅に上昇し、大田区にも甚大な被害をもたらしました。

そして、近年の新型コロナウイルス感染症の流行は、マスクの着用や過去に例を見ない行動制限など、人々の生活様式や働き方に大きな影響を与えました。一方で、対面での接触を避けるため、オンライン会議やキャッシュレス決済が浸透するなど、デジタル技術の活用がより一層進んだという一面もありました。

まちづくりについては、区の 40 年来の悲願である新空港線の整備に向け、令和 4 年に整備に関する都区間合意に至ったことで、羽田空港を含む区内外の移動利便性を向上させ、鉄道沿線のまちづくりに着実に取り組むための扉を開くことができました。また、令和 5 年には、SDGs に関する先進的な取組を行う自治体として「SDGs 未来都市」に選定されるなど、誰一人取り残さない持続可能なまちの実現に向けた歩みを進めています。

区を取り巻く社会情勢は刻々と変化しています。今後、更なる進行が見込まれる少子高齢化や、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化・生態系の変化、情報通信技術の加速度的な進展や不透明さを増す国際情勢など、様々な要因が複雑に絡みあうことで将来を見通すことが難しくなり、不確実性は増していくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、大田区に関わるすべての人々と今後のまちづくりの方向性を共有し、ともに魅力的な大田区をつくり上げていくため、新たな基本構想を策定いたします。

2 基本構想の役割

基本構想の役割

基本構想は、2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針です。

大田区に関わるすべての人々の共通の目標として、この基本構想を策定します。

基本理念、将来像、基本目標の関係について

「基本理念」とは、基本構想全体を貫き、「将来像」や「基本目標」を実現していく上での基本的な考え方です。

そして、「将来像」を実現するためのまちの姿として、4つの「基本目標」を定めています。

第1章 基本理念（基本構想全体を貫く考え方）

基本理念とは、基本構想全体を貫く考え方です。平和で、人権が尊重される社会を前提とし、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方として、以下の基本理念を掲げます。

1 地域力を高める

地域のつながりを強化することは、防犯・防災対策、安心して子育てできる環境づくり、暮らしの活力の創出など、多様な分野の課題解決につながります。区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」をより一層高め、区民、企業、地域団体や行政など、組織や世代を越えて大田区に関わるすべての主体が連携・協働することにより、安心して暮らせるあたたかいまちをつくりま

2 多様な個性が輝く

一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくりま

3 豊かなまちを未来へつなげる

区の歴史や文化を引き継ぎ、未来にわたって持続的な発展をしていくためには、先を見据えながら、変化の激しい時代にしなやかに対応することが重要です。区の特徴を踏まえ、長期的な視点を持って、柔軟かつ利便性の高いまちづくりを進めることにより、誰もが豊かに暮らし続けることができるまちを次世代に引き継ぎま

第2章 将来像

2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のあるべき姿として、以下の将来像を掲げます。

心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちをつくります。

また、こどもから大人まで、誰もが夢や希望をもち、未来を切り拓くことができる活力あるまちをつくります。

日々のやすらぎと未来への希望により、笑顔があふれるまちの実現をめざし、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像として掲げます。

第3章 基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）

1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

子どもたちが、よりよい未来を創り出す力を持ち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、子どもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

- こどもの権利が守られ、子どもたちが将来に希望をもって育っています。
- 子どもたちが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所や楽しくのびのびと遊ぶ場所が充実しています。
- 子どもたちをあたたかいまなざしで包み、こどもの声に耳を傾けながら、地域全体で子育て・子育てを支えています。
- 希望する誰もが、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもたちが愛情を注がれて健やかに成長しています。
- 世界の人々と積極的に関わりながら、よりよい未来を創り出す人財が育っています。
- 一人ひとりに寄り添う学びにより、すべてのこどもが自分らしく輝いています。

2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。

そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。

また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。

こどもから高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍などにかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

- 一人ひとりに、社会の中での役割や生きがいがあり、誰もが自分らしい暮らしを送っています。
- 社会全体で包み込むように支えあう考え方が日常に溶け込み、つながりを感じるあたたかさあふれるまちになっています。
- 言語や慣習をはじめ、属性の異なる人々がお互いを尊重しあい、笑顔で自然に交流しています。
- 気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。
- 多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。
- 自由に学びを深められることで、質が高く心地よい暮らしを送ることができています。

3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。

そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。

一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

- 自分の行動が未来の環境を大きく左右するという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践しています。
- 次世代クリーンエネルギーや新技術の活用を含む脱炭素への積極的な行動により、カーボンニュートラルの実現に向けた歩みを着実に進めています。
- 資源を無駄なく利用する意識が浸透し、循環型社会が形成されています。
- 区内企業が社会環境の変化に柔軟に対応することにより、生産性の向上や産業集積の維持・発展につながっています。
- 誰もが新たにチャレンジできる環境で、業種の垣根を越えたより一体的な協力関係の形成により、新たな産業やサービスが生み出され、区内企業の「稼ぐ力」が向上しています。
- 磨き上げられた「大田区ブランド」が世界の人々を魅了し、多くの人を訪れることで、にぎわいや経済の活性化につながっています。

4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

また、23区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。

都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

- 強靱な都市基盤の整備と地域の連携の強化により、心から安心できるまちになっています。
- 利便性の高い交通ネットワークの整備により、誰もがどこへでも気軽に移動できるようになっています。
- 鉄道沿線から広がる活気あるまちづくりや、空港を持つ強みを活かしたまちづくりを通じてにぎわいと交流が生み出されています。
- 安心で快適な住環境の整備により、ずっと住み続けたいまちになっています。
- 地域の特色を活かした、多様な特色を持つ公園が充実しています。
- 身近な場所でふれあえる水やみどりがあり、やすらぎを感じられるまちになっています。

第4章 基本構想を実現するために

基本構想を着実に実現するために、区の方針を以下のとおり掲げます。

1 基本計画の策定

基本構想で描いた将来像を実現するためには、その道のりを未来から現在へさかのぼり、戦略的に政策体系を整理した基本計画を策定し、着実かつしなやかに推進することが重要です。

基本構想の目標年次である2040年ごろ（令和22年ごろ）だけでなく、2030年SDGsの達成や2050年脱炭素社会の実現といった、他の重要な目標の達成年次や社会情勢等を踏まえた上で、戦略的に政策を展開します。

また、計画の進捗状況について評価・分析を行うとともに、社会情勢の変化等に応じて適時見直しを行うことで、不確実性の高い時代においても、基本構想の実現に向けた取組を着実に進めていきます。

2 持続可能な自治体経営

区を取り巻く社会経済状況が変化する中においても、基本構想で描いた将来像を実現するためには、将来にわたり区政の持続可能性を確保することが重要です。

その実現に向け、人材・財源などの区が有する経営資源の最適化や、デジタル技術を用いた業務の抜本的な変革など、生産性向上に資する取組をまとめた具体的な戦略を策定し、実践します。

3 区民や地域団体、企業との連携・協働

基本構想で描いた将来像を実現するためには、大田区に関わるすべての人々が力を合わせてともに取り組んでいくことが重要です。そのため、様々な機会や手段を通じて、迅速かつ着実に情報発信を行うとともに、区民の様々な声を大切にし、区政への区民の主体的な参画を推進します。

さらに、自治会・町会、企業、団体・NPO及び学術機関等の様々な主体による連携・協働を一層推進し、多様化する地域課題に迅速に対応します。

また、企業等と行政のそれぞれが持つ強みを活かし、新たな価値を創出するとともに、区民・企業等・行政の真の「三方良し」を実現します。

4 シティプロモーションの強化

基本構想で描いた将来像を実現するためには、住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所として選ばれ、まちの活力を維持・向上させていくことが重要です。そのため、多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージを向上させます。

また、大田区での暮らしに愛着や誇りを持てるよう、区民に対しても積極的に区の魅力を伝えていきます。

5 職員一人ひとりの意識・資質の向上

基本構想で描いた将来像を実現するためには、職員一人ひとりが、自ら考え、行動することが重要です。

社会変化や技術革新の動向も見据え、職員は、区政を担うプロフェッショナルとして職務に取り組むとともに、常に区民目線に立ち、丁寧かつスピード感を持って対応していくことが求められます。

新たな知識や技能の習得だけでなく、幅広い視野や経営的な感覚を持ち、多様化する行政課題への迅速・的確な対応に向けた専門性の向上を図ることで、区民サービスの質の向上につなげていきます。

第 45 号議案

情報システムサービスの障害の発生に伴う損害賠償に係る和解について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

情報システムサービスの障害の発生に伴う損害賠償に係る和解について
下記のとおり和解する。

記

1 和解の相手方

港区芝五丁目 7 番 1 号

日本電気株式会社 首都圏支社

首都圏支社長 小 野 淳 也

2 事件の概要

大田区（以下「区」という。）が所有及び運用し、相手方が令和 5 年 4 月 1 日付け契約書（区民情報系システム機器類・ソフトウェア（平成 30 年度導入）保守委託。以下「本件契約」という。）に基づいて保守業務を受託する、大田区区民情報系システムにおいて、同システムのうち認証基盤システム、住民記録システム、国保年金システム、税務システム、介護保険システム、生活保護システム及び共通インフラシステムの 7 つの情報システム（以下これらを「情報システム」という。）の記憶媒体が、令和 5 年 10 月 9 日から同月 10 日の未明にかけて、機能及び性能を制限して動作したため、区が情報システムを使用できない状態となった。その後、相手方が情報システムの記憶媒体を交換したことにより、令和 5 年 10 月 15 日に情報システムが正常に稼働したことを受け、区は、情報システムが使用できない期間に発生した区民情報の更新作業を行い、同月 17 日に当該作業を完了した。この結果、令和 5 年 10 月 10 日の区の区民に対す

る窓口サービスの受付開始時から同月 18 日の区の区民に対する窓口サービスの受付開始時までの間（以下「業務停止期間」という。）、区は、区民に対して一部の証明書発行業務等の窓口サービスを提供することができなかったこと（以下「本件事件」という。）により、区に損害が発生した。

これを受けて、区と相手方との間で調整された次の和解内容が区に示され、これを検討したところ、適切であると認められるので和解する。

3 和解内容

(1) 相手方は、本件契約の仕様書第 4 項(2)エに基づき、情報システムの記憶媒体の修正情報（ファームウェアバージョンアップ等）の対応に関して、区と情報システムへの影響及び当該修正情報の適用の必要性について事前に調査し、区と協議した上で当該修正情報の適用を判断すべきであったが、当該適用の有無と情報システム及び区の業務への影響度合いを勘案し、相手方の判断により、区との事前調査及び協議を行わなかった。仮に、相手方と区との間の協議等が行われていた場合、その結果として記憶媒体の修正情報適用その他の対応により本件事件を未然に防止できる可能性があったことを考慮すると、本件事件において相手方に一定の責任があったと考えられ得るため、区が本件事件により被った次の損害について、相手方の損害賠償債務として総額金 486 万 8,437 円の支払に応じるものとする。

ア 業務停止期間中に交付できなかった証明書の郵送作業及び情報システムの正常稼働に向けて対応した区職員の超過勤務費用相当額（金 461 万 7,157 円）

イ 業務停止期間中に来庁した区民に対し即日発行できなかった証明書の郵送費用（金 25 万 1,280 円）

(2) 相手方は、上記損害額について、本件和解書締結後、区の指定する方法で支払う。

(3) 相手方及び区は、前号に基づく相手方から区への支払をもって本件事件に係る問題は全て円満に解決したこと及び相手方と区との間には、本件和解書において明示的に合意したものを除き、本件事件に関し、何らの債権債務がないことを確認する。

(4) 相手方及び区は、相手側の書面による事前の承諾を得ることなく、本件和解書に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。

(提案理由)

情報システムサービスの障害の発生に伴う損害賠償について、民法上の和解をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、この案を提出する。

第 46 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、別紙の東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約により協議を行う。

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議を行うに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

第 47 号議案

仮称大田区南馬込四丁目資料館大規模改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

仮称大田区南馬込四丁目資料館大規模改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区南馬込四丁目資料館大規模改修工事
鉄筋コンクリート造 地上 3 階建
延床面積 985.64 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 4,970 万円
- 4 契約の相手方 大田区東嶺町 30 番 17 号
株式会社河津建設
代表取締役 河津 修平
- 5 工 期 契約有効の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 48 号議案

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修工事
特定天井等非構造部材の耐震改修工事
屋上防水工事
外壁改修工事
その他内部改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 1,780 万円
- 4 契約の相手方 大田区南雪谷二丁目 17 番 8 号
サンユー建設株式会社
代表取締役 馬 場 宏二郎
- 5 工 期 契約有効の日から令和 7 年 5 月 30 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 49 号議案

大田区立入新井第四小学校外壁改修その他工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立入新井第四小学校外壁改修その他工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立入新井第四小学校外壁改修その他工事
外壁改修工事
屋上防水改修工事
鉄部塗装改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 900 万円
- 4 契約の相手方 大田区北千束三丁目 1 番 3 号
リノ・ハピア株式会社
代表取締役 渡 邊 清 彦
- 5 工 期 契約有効の日から令和 7 年 2 月 14 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 50 号議案

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修機械設備工事請負契約
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修機械設備工事請負契約
について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 5,850 万円
- 4 契約の相手方 大田区南馬込一丁目 5 番 1 号
株式会社太陽設備
代表取締役 八幡 勝哉
- 5 工 期 契約有効の日から令和 7 年 5 月 30 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 51 号議案

大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－3ほか）取壊し工事請負契約
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－3ほか）取壊し工事請負契約
について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－3ほか）取壊し工事
取壊し工事
外構撤去工事
取壊し工事に伴う設備機器移設工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 1 億 6,830 万円
- 4 契約の相手方 大田区千鳥三丁目 8 番 8 号
カイトイ工業株式会社
代表取締役 矢 作 肇
- 5 工 期 契約有効の日から令和 6 年 11 月 29 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 52 号議案

大田区立矢口西小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立矢口西小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立矢口西小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事
取壊し工事
外構撤去工事
取壊し工事に伴う設備撤去工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 1 億 4,300 万円
- 4 契約の相手方 大田区鶴の木二丁目 15 番 5 号
株式会社共栄興業
代表取締役 古 賀 英 人
- 5 工 期 契約有効の日から令和 6 年 9 月 30 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 53 号議案

大田区民プラザ特定天井改修その他電気設備工事請負契約の変更について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区民プラザ特定天井改修その他電気設備工事請負契約の変更について
下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当 初 金 額 金 4 億 8,840 万円

第 1 回変更後金額 金 4 億 9,232 万 7,000 円

今回変更後金額 金 5 億 4,374 万 1,000 円

(提案理由)

令和 4 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ特定天井改修その他電気設備工事請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。